

◆市・府民税の申告 令和2年度の申告受付を行います。郵送による提出も可能です。

【受付】2月17日(月)～3月16日(月) ※(土)(日)(祝)を除く 9:30～12:00、13:00～16:30

【会場】市役所本庁1階ロビー 【郵送先】〒583-8585 萱田4-1-1 税務課市民税担当 宛

①申告に必要な書類等を必ずご持参ください。(例) 給与・年金の源泉徴収票、生命保険の控除証明書等

②医療費の申告をされる方は合計額計算及び明細書のご準備をお願いします。

※市・府民税に関連した各種証明書発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園及び幼稚園の保育料の算定などに申告が必要です。また、申告書が届いた方で前年中に無職、無収入の方も申告にご協力ください。

※ご自身で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本館1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

＜申告が必要な方＞

本市在住(令和2年1月1日現在)で、前年中に所得があり、税務署の確定申告書を提出義務のない方や勤務先から給与支払報告書が提出されていない方は、市・府民税申告が必要です。

(例)・2カ所以上から給与の支払いを受けていた方。

- ・公的年金受給者で年金以外に収入がある方や各種控除を受けようとする方。

※ワンストップ特例制度を適用されている場合であっても、医療費等があり申告を行う場合は、ふるさと納税寄附分(ワンストップを含む)も併せて申告する必要があります。

＜市・府民税申告書＞

前年中に申告をされた方に令和2年度市・府民税申告書を順次発送いたします。(申告書は、市民税窓口・支所・申告会場・市ウェブサイトからダウンロード・郵送でも取得できます。)

◆市税催告コールセンター業務

市税(市・府民税(普通徴収・特別徴収)、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)の納期限から一定期間を過ぎても納付確認ができない方に対して、専門オペレーターが市税の未納をお知らせし、納付のご案内を行います。

【業務時間】●月～(金)9:00～17:30 ●第2・3(火)(休)9:00～20:00 ●第3(日)9:00～17:30

※2月は第2(火)が祝日のため第4(火)に振替実施します。

※2月追加実施日：第4(火)夜間コールセンターを実施します。

※(土)、上記以外の(日)(祝)年末年始の業務は行いません。

＜振り込め詐欺など不審電話にご注意！＞

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATMの操作を求めることは一切ありません。

【問合せ】税務課 納税担当(内線1440・1450)

◆償却資産の申告はお済みですか？

令和2年度 申告書提出期限《令和2年1月31日(金)》

【問合せ】税務課 固定資産税担当(内線1550・1551)

◆一定の要件を満たす 住宅の改修を行った住宅に対する固定資産税の減額

工事費用(自己負担額)が50万円を超える一定の要件を満たす住宅の改修を行った場合、申告により、工事完了日の翌年度分の固定資産税が減額されます。

※工事完了日から3カ月以内に、税務課への申告が必要です。

【耐震改修】昭和57年1月1日以前に建築された住宅

【バリアフリー改修】高齢者等(改修工事完了年の翌年1月1日における年齢が65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を受けている方、障害のある方)が居住する、新築された日から10年以上を経過した住宅。

【熱損失防止改修】平成20年1月1日以前に建築された住宅

＜市ウェブサイトより個人住民税の市・府民税申告書が作成できます＞

作成された申告書に必要な事項を補記し、必要書類と併せ郵送または持参いただくと、市・府民税申告を行うことができます。申告を行われる方はご利用ください。

※詳細は[羽曳野市税額シミュレーション]で検索。

＜上場株式等に係る配当所得等および譲渡所得等の課税方式の選択＞

源泉徴収口座内で配当および譲渡所得のあった方は、確定申告書とは別に市・府民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式(申告不要制度・総合課税・分離課税)を選択できます。

(例) 所得税は総合課税、市・府民税は申告不要制度

【問合せ】税務課 市民税担当(内線1580・1520・1530)

※詳しい内容や申告に必要な書類等は、お問い合わせください。

【問合せ】税務課 固定資産税担当(内線1540・1550)

◆ミニバイクなどの異動申告

軽自動車税は、4月1日現在登録されている所有者(使用者)に課税されます。バイクや軽自動車などを廃車や譲渡したり、所有者が転出するときは手続きをしてください。(4月2日以降に廃車や譲渡された場合は令和2年度の軽自動車税がかかります。)なお、窓口が大変混雑することが予想されますので、廃車などの手続きは3月中旬までにお済ませください。

※盗難にあった場合は、ただちに警察署へ盗難届を提出し、併せて市役所税務課にも届け出てください。

申告区分	受付場所	必要な書類など
原動機付自転車(ミニバイク)	市役所税務課(8番窓口)	申告済証・ナンバープレート・印鑑(名義変更の場合、新・旧)・届出(来庁)者の本人確認書類(免許証など)・委任状(同一世帯以外が申請する場合)
軽二輪小型二輪など	近畿運輸局 大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 (和泉市上代町官有地) ☎050-5540-2060	検査証または届出済証・ナンバープレート・印鑑・住民票・自賠責保険証明書など(詳しくは左記事務所にてご確認ください)
軽自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 (和泉市伏屋町1-13-3号) ☎050-3816-1842	検査証・ナンバープレート・印鑑・住民票など(詳しくは左記事務所にてご確認ください)

※一部の三輪・四輪の軽自動車は、令和2年度から税率が変わる場合があります(重課など)。詳細は、市ウェブサイトをご確認ください。

【問合せ】税務課 総務担当(内線1570・1571)